



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ビオフェルミン製薬株式会社
 代表者名 代表取締役社長 藤 本 孝 明
 (コード番号 4517 東証第1部)
 問合せ先 総 務 部 長 松 本 剛
 (TEL : 078 - 575 - 5501)

定 款 の 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、本日(平成 27 年 5 月 11 日)開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 129 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更議案について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の一層の強化・充実を図るため、現行定款第16条において、取締役の員数を7名以内から8名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役および監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役との間に、同法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とする旨の規定を新設し、それに伴い、現行定款第27条以下の条数の繰り下げを行うものであります。なお、第27条の規定の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の数) 第 16 条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。	(取締役の数) 第 16 条 当社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。
(新 設) 第 <u>27</u> 条 ～ (条文省略) 第 <u>33</u> 条 (新 設)	(<u>取締役の責任限定契約</u>) 第 <u>27</u> 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u> 第 <u>28</u> 条 ～ (現行どおり) 第 <u>34</u> 条
第 <u>34</u> 条 ～ (条文省略) 第 <u>41</u> 条	(<u>監査役の責任限定契約</u>) 第 <u>35</u> 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u> 第 <u>36</u> 条 ～ (現行どおり) 第 <u>43</u> 条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月24日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年6月24日（水曜日）

以 上